

広島県告示第七百八十七号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十年九月二十五日

広島県知事 藤田雄山

名 称	所 在 地
医療法人社団スガタ整形外科医院	安芸郡府中町石井城一丁目五番三六号